

第9章 整備

第1節 整備の方向性

ホゲット石鍋製作遺跡の保存活用の基本方針に基づき、整備の現状と課題を踏まえて、史跡の整備の方向性を下記のとおりとする。

本質的価値を未来へ継承し、
身近に感じられるような整備を進める

実施内容	①本質的価値を適切に保存するための整備（保存のための整備） ②来訪者が安全に見学するための整備（活用のための整備） ③本質的価値を分かりやすく伝えるための整備（活用のための整備）
------	---

第2節 整備の方法

(1) 保存のための整備

1) 保存施設の設置・更新

保存施設の設置から長い年月が経ち、史跡説明板の劣化や境界標の亡失が確認されている。保存管理上、現地で史跡指定範囲を明確に示す必要があるため、文化財保護法第115条の規定に基づき保存施設の再設置を行うとともに、劣化状況等に合わせ適切に更新を行っていく。

保存施設の設置・更新にあたっては、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を運用し、次のように設置を検討する。標識、説明板の場所については史跡周辺で現在駐車場として利用している箇所を想定する。

【標識】

第1条に基づき標識については、材料の基本を石とし、以下の項目を掲載する。

- 1.史跡の名称、2.所有者・管理団体の名称、3.指定または仮指定の年月日、
- 4.建設年月日

【説明板】

第2条に基づき説明板を設置する際には以下の項目を記載する。

- 1.史跡の名称、2.指定の年月日、3.指定の理由、4.説明事項、保存上注意すべき事項

【標柱および注意札】

第3条に基づき、史跡内に、史跡範囲を標示する標柱または当該場所若しくは保存上の注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

【境界標】

第4条に基づき、材質は石またはコンクリートで13cm角の四角柱とし、地表からの高さは30cm以上のものとする。

境界標の上面には指定または仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界および文部科学省の文字を彫り、指定または仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するよう検討する。

2)保全対策

史跡の価値を後世に確実に継承していくため、工房跡の壁面の記録を取り、遺構の崩落やき損の拡大を防止する保全対策を行う。

一部の遺構では、木の根が遺構の保存に影響を与えているため、伐採や木の根を取り除く対策を検討していく。木の根を取り除くと崩落の危険性がある場合は、壁面の記録を取ることを前提とする。

第6工房跡においては、大雨が原因と思われる崩落が発生し、崩落の拡大も懸念されていることから、保全対策や崩落の原因の一つと考えられる雨水対策などを専門家も交えて検討し、早急を実施していく。

3)予防対策

崩落等の原因を未然に除去し崩落やき損を防ぐ予防対策を行う。コケが遺構を覆っている工房跡に関しては専門家も交えて検討し、遺構の状況が適切に観察できるよう予防を行っていく。

なお、保全対策および予防対策の整備は、緊急性の高い第6工房跡を優先的に進め、その他の工房跡についても、遺構等の状況に応じて計画的に実施する。

4)防犯対策の強化

第6工房跡において、いたずらによるものと思われる傷が確認されており、史跡の公開に向けていたずらや埋蔵遺物の持ち出し等に対する防犯対策が必要である。

ガイドが同行する現地見学時は、ガイドが注意喚起を行うとともに、見学者の行動を注視する。さらに注意看板を設置する。

(2) 活用のための整備

1) 解説機能の設置

本質的価値を来訪者に分かりやすく伝えるため、各工房跡に解説や見どころを記載した説明板をガイドや見学者の目につきやすい位置に設置する。

なお、説明板は史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則第5条に基づき、環境に調和したデザインを検討し、遺構や遺物に影響が及ばないように設置するとともに、劣化が進みにくい材料を選定する。また、劣化が確認された場合は、速やかに更新する。

2) 史跡周辺の整備

ホゲット石鍋製作遺跡は人里離れた場所に位置しており、史跡への来訪者の主な交通手段は自動車と想定されるため、駐車場を整備し、簡易的なトイレを設置する。

標識や説明板を設置し、史跡の場所を明確にする。ゴミ等が溜まらない様十分留意し、史跡周辺の自然環境を汚さないよう対策を検討する。

現在の見学路は、舗装や手すりの整備は一切されておらず、幅1m程の山道を見学路として使用している。また、見学路の途中の小川では、大きな石が転がっている場所を渡らなくてはならず、大変危険であるため、対策を検討する。

3) 史跡内の整備

工房跡が山中にあり、見学の時間が長時間に及ぶため遺構に影響を与えない範囲内でベンチや雨宿りできる簡易的な施設の設置を検討する。

来訪者が安全に各工房跡を回り、学習を行うことができるようなルートを選定を行い、埋没している工房跡や遺物への影響を最小限に抑えた工法で見学路を整備する。また、案内板を適切な位置に設置し、ガイドおよび見学者が山中で迷うことがないよう対策するとともに、動物に対する対策等も検討する。

4) ガイダンス機能の充実

現在、大瀬戸歴史民俗資料館がホゲット石鍋製作遺跡の解説・展示施設となっている。ホゲット石鍋製作遺跡の本質的価値は、実際に現地で見ること、より多くのことを学ぶことができるが、史跡は山中にあり、見学路も整備されていないことから危険性も高く、子どもや高齢者は現地での見学が難しいことが想定される。

そこで、子どもや高齢者もホゲット石鍋製作遺跡を体感し学べるよう、大瀬戸歴史民俗資料館のホゲット石鍋製作遺跡に関する解説および展示について、展示スペースの刷新を目指す。

以下に展示概要とテーマを示す。

【展示概要】

人が触れて石鍋の重さを体験し、当時の人々が山中から運び出す大変さと効率良く製作していたことを学べる施設とする。

テーマ1：滑石とはどのような鉱物か

西彼杵半島の地質と滑石の特徴を紹介する

テーマ2：滑石製品の種類と流通状況、日本各地の石鍋の流通状況

東北地方から南西諸島まで流通している日本各地の滑石製品や石鍋を紹介する

テーマ3：ホゲット石鍋製作遺跡の紹介

ホゲット石鍋製作遺跡の調査概要、製作工程を紹介する

テーマ4：石鍋製作遺跡をVR（バーチャルリアリティ）で見る

映像機器でホゲット石鍋製作遺跡を体験する

テーマ5：滑石の縄文時代から現在に至る用途を紹介する

勾玉、滑石経、温石、タルカムパウダーなど縄文時代から現在に至る滑石の用途を紹介する

展示更新の対象区域は大瀬戸歴史民俗資料館一階の展示施設とする。